

項 目	修 正 案	修 正 前
P.4 第2章 避難の考 え方 第1節 地域の特性 1 島根地域の避難 2 地域見積 3 避難見積 4 避難上の課題	<p>第1節 地域の特性</p> <p>1 島根地域（島根原子力発電所周辺）の避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>2県6市（鳥取県、米子市、境港市、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市）が対象で、UPZの避難対象者は約47万人。</u> ・ <u>島根県の避難者約10万人が鳥取県内を通過して避難。</u> ・ <u>鳥取県の避難者と合わせれば、約8万8千人が弓ヶ浜半島を通過。</u> ・ <u>UPZ外の弓ヶ浜半島の付け根部分の米子市街地を約17万3千人が通過。</u> ・ <u>弓ヶ浜半島において、島根県避難と鳥取県避難が2度交錯する。</u> ・ <u>島根県の主要避難先は県外（広島県、岡山県、鳥取県に予備避難先）である。</u> ・ <u>鳥取県の避難先は県内に確保している。（避難元地区と避難先自治体の避難施設との組合せができています。</u> ・ <u>島根原子力発電所に近い地域からの避難を原則とし、PAZ避難完了後のUPZ避難については、島根原子力発電所に近い自治体から順次避難を開始し、避難の確実を期す。</u> <p>2 地域見積</p> <p>(1) 地形</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>南北方向については、中国山地により規制されており、移動は主要道路に限られる。</u> ・ <u>東西方向については、中国山地からの稜線が発達し、地域が3つに区分され、移動は主要道路に限られる。</u> ・ <u>東西方向の主要道路は、国道9号と山陰道に限られる。</u> <p>(2) 気象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>冬季においては、積雪の影響により移動に制限を受けることがある。</u> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>限定された避難経路を島根県と鳥取県が混交して使用する。</u> ・ <u>避難経路は主要道路に限られることから、避難の一般方向が限定される。</u> ・ <u>弓ヶ浜半島については、各種の避難手段（交通機関）が存在する。</u> 	<p><u>(新設)</u></p>

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p>3 避難見積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難経路は主要道路に限られることから、道路交通の確保と円滑な交通が必須である。</u> ・ <u>県外避難においては、交通規制が通常の管轄を超えることから、広域の連携した交通規制が必要である。</u> ・ <u>島根県避難については、鳥取県のUPZである弓ヶ浜半島及びUPZに近接する米子市街地を通過しなければならない。</u> ・ <u>UPZに近接して米子市街地が存在し、島根県と鳥取県の避難が交錯集中する隘路となることから、避難経路については、UPZと一体的に整備、統制することが必要である。</u> <p>4 避難上の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>弓ヶ浜半島では、避難の一般方向が限定され、かつ使用できる道路が大きく2本（国道431号、県道47号米子境港線）に限られることから、避難車両を円滑に通過させる対策が必要である。</u> ・ <u>弓ヶ浜半島における避難経路は、大きくは、平行する2本の道路に限られ、有機的な輸送網の構成ができない。</u> ・ <u>米子鬼太郎空港付近で、2本の主要避難道路が近接する。</u> ・ <u>海側道路（国道431号）は、地震時に津波の影響を受けるおそれがある。</u> ・ <u>並行する2本の主要道路をつなぐ道路（骨格道路）がないため、一方の道路が寸断・渋滞すれば、迂回が困難で避難に支障を来す。</u> 	
<p>P.9 第2章 避難の考え方 第4節 事故の推移 3 防護措置 4 避難等</p>	<p>3 防護措置</p> <p><u>(1) 緊急事態における対応</u></p> <p><u>施設敷地緊急事態（EAL2）となった段階で、UPZ圏内に対して国から屋内退避準備の指示が出され、全面緊急事態（EAL3）となった段階で、屋内退避の指示が出される。UPZ圏内の住民等は、当該指示に基づき屋内退避を実施する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p> 警戒事態 EAL(AL)^(※2) 例) 大地震(立地道府県^{※3}で震度6弱以上) </p> <p> 施設敷地緊急事態 EAL(SE)^(※2) 例) 全交流電源喪失 </p> <p> 全面緊急事態 EAL(GE)^(※2) 例) 冷却機能喪失 </p> <p> PAZ圏内 ~5km 施設敷地緊急事態要避難者^(※4)の避難・屋内退避の準備開始 </p> <p> UPZ圏内 5km~30km^(※5) </p> <p> UPZ圏外 30km~^(※6) </p> <p> 施設敷地緊急事態要避難者^(※4)の避難開始・屋内退避 住民の避難準備開始 安定ヨウ素剤の服用準備 屋内退避の準備 </p> <p> 施設敷地緊急事態要避難者^(※4)の避難開始 住民の避難開始 安定ヨウ素剤の服用 屋内退避 </p> <p> (※1) EAL(Emergency Action Level)：緊急時活動レベル 避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準 (※2) (AL)=Alert (SE)=Site area Emergency (GE)=General Emergency (※3) 北海道電力株式会社泊発電所については、後志管内に限る。 (※4) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。)、安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。 (※5) 事態の規模、時間的な推移に応じてUPZ圏内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合あり。 (※6) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。 </p> <p> <u>※ EAL(AL)とEAL1、EAL(SE)とEAL2、EAL(GE)とEAL3は同意である。</u> </p> <p> <u>(2) 放射性物質の放出後</u> <u>高い空間放射線量率が計測された地域において、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に、住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転の早期防護措置を講じる。</u> </p>	

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p>UPZ内 概ね5km～ 30km</p> <p>UPZ外 概ね30km～</p> <p>UPZ内と同じ</p> <p>※OIL(Operation Intervention Level):運用上の介入レベル 放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準</p> <p>【OIL1】 緊急防護措置 500 μ Sv/h超過</p> <p>【OIL2】 早期防護措置 20 μ Sv/h超過</p> <p>【OIL6】 飲食物摂取制限 飲食物に係るスクリーニング基準 0.5 μ Sv/h超過</p> <p>数時間内を目途に区域を特定</p> <p>1日内を目途に区域を特定</p> <p>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定</p> <p>数時間内を目途に区域を特定</p> <p>対象地域の生産物の摂取を制限</p> <p>1週間程度内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を実施</p> <p>対象地域の住民を、1週間程度内に一時移転</p> <p>基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施</p> <p>避難等される住民等を対象に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は簡易除染【OIL4】</p>	<p>(新設)</p>
	<p>4 避難等</p> <p>(基本方針)</p> <p><u>原子力災害時におけるUPZ内の避難等について、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、OILに基づき対象区域を特定し、避難又は一時移転等の指示が発令される。また、原子力災害対策重点区域(PAZ及びUPZ)全体に避難が必要となった場合は、交通渋滞を低減し、避難の円滑化を図るため、原則として島根原子力発電所からの距離に応じた同心円で段階的避難を行うものとする。</u></p> <p>(避難の推移)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>緊急事態区分及び緊急時活動レベル(EAL)に基づき、PAZの避難が実施される。UPZについては、EALに基づく屋内退避の後、OILに基づきUPZ全域に避難指示が発令され、段階的避難が実施される。</u> <u>※ 放射性物質の放出前においても、EALに基づき、事態の規模、時間的な推移等に応じて避難指示が発令される場合がある。</u> <u>即時避難としてPAZ避難が完了した後、UPZ避難が実施される。</u> 	

項 目	修 正 案	修 正 前																
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>UPZ避難においても、島根原子力発電所から近い区域から距離に応じて段階的な避難を行う。これにより、円滑な避難を確保するとともに、住民等の被ばくリスクの低減を図る。</u> ・ <u>避難対象者及び避難行動要支援者に必要な輸送手段（バス、福祉車両）を確保し、速やかに避難を行う。</u> 																	
P. 11 第2章 避難の考え方 第5節 広報・情報伝達 1 関係機関の役割分担	<p>1 関係機関の役割分担</p> <p>市は、県、<u>OFC（オフサイトセンター：緊急事態応急対策拠点施設）及びEMC（緊急時モニタリングセンター）</u>と連携し、次のとおり役割分担することで、重層的かつ漏れのない広報を行う。</p> <table border="1" data-bbox="360 539 1211 1334"> <tr> <td data-bbox="360 539 472 671">OFC</td> <td data-bbox="472 539 1211 671"> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項等について、テレビ、ラジオ等の<u>多様な報道手段</u>を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 671 472 804"><u>EMC</u></td> <td data-bbox="472 671 1211 804"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急時モニタリングを実施し、モニタリング結果については、関係機関等とモニタリング情報共有システムにより情報共有を実施する。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 804 472 1070">県</td> <td data-bbox="472 804 1211 1070"> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、情報伝達するとともに、地元報道機関、インターネット等の<u>多様な広報手段</u>を通じて県民に広報する。 ・<u>OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）</u>を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市に広報を依頼する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1070 472 1334">市</td> <td data-bbox="472 1070 1211 1334"> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態、災害の概要、<u>モニタリング結果、今後の予測</u>、市が実施する防災活動の内容、住民のとりべき措置、注意事項等について、サイレン、防災行政無線、広報車、ホームページ等を通じて住民に広報する。 ・<u>OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）</u>を避難受入先市町の協力を得て広報する。 </td> </tr> </table>	OFC	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項等について、テレビ、ラジオ等の<u>多様な報道手段</u>を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。 	<u>EMC</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急時モニタリングを実施し、モニタリング結果については、関係機関等とモニタリング情報共有システムにより情報共有を実施する。</u> 	県	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、情報伝達するとともに、地元報道機関、インターネット等の<u>多様な広報手段</u>を通じて県民に広報する。 ・<u>OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）</u>を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市に広報を依頼する。 	市	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態、災害の概要、<u>モニタリング結果、今後の予測</u>、市が実施する防災活動の内容、住民のとりべき措置、注意事項等について、サイレン、防災行政無線、広報車、ホームページ等を通じて住民に広報する。 ・<u>OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）</u>を避難受入先市町の協力を得て広報する。 	<p>1 関係機関の役割分担</p> <p>市は、県<u>及び</u>OFC（オフサイトセンター：緊急事態応急対策拠点施設）と連携し、次のとおり役割分担することで、重層的かつ漏れのない広報を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1263 539 2136 1246"> <tr> <td data-bbox="1263 539 1397 671">OFC</td> <td data-bbox="1397 539 2136 671"> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項等について、テレビ、ラジオ等の<u>報道機関</u>を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 671 1397 804"><u>（新設）</u></td> <td data-bbox="1397 671 2136 804"><u>（新設）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 804 1397 1027">県</td> <td data-bbox="1397 804 2136 1027"> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、情報伝達するとともに、地元報道機関、インターネット等を通じて県民に広報する。 ・<u>避難生活に関連する情報等</u>を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市に広報を依頼する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 1027 1397 1246">市</td> <td data-bbox="1397 1027 2136 1246"> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態、災害の概要、市が実施する防災活動の内容、住民のとりべき措置、注意事項等について、サイレン、防災行政無線、広報車、ホームページ等を通じて住民に広報する。 ・<u>避難生活に関連する情報等</u>を避難受入先市町の協力を得て広報する。 </td> </tr> </table>	OFC	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項等について、テレビ、ラジオ等の<u>報道機関</u>を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。 	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	県	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、情報伝達するとともに、地元報道機関、インターネット等を通じて県民に広報する。 ・<u>避難生活に関連する情報等</u>を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市に広報を依頼する。 	市	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態、災害の概要、市が実施する防災活動の内容、住民のとりべき措置、注意事項等について、サイレン、防災行政無線、広報車、ホームページ等を通じて住民に広報する。 ・<u>避難生活に関連する情報等</u>を避難受入先市町の協力を得て広報する。
OFC	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項等について、テレビ、ラジオ等の<u>多様な報道手段</u>を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。 																	
<u>EMC</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急時モニタリングを実施し、モニタリング結果については、関係機関等とモニタリング情報共有システムにより情報共有を実施する。</u> 																	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、情報伝達するとともに、地元報道機関、インターネット等の<u>多様な広報手段</u>を通じて県民に広報する。 ・<u>OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）</u>を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市に広報を依頼する。 																	
市	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態、災害の概要、<u>モニタリング結果、今後の予測</u>、市が実施する防災活動の内容、住民のとりべき措置、注意事項等について、サイレン、防災行政無線、広報車、ホームページ等を通じて住民に広報する。 ・<u>OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）</u>を避難受入先市町の協力を得て広報する。 																	
OFC	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項等について、テレビ、ラジオ等の<u>報道機関</u>を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。 																	
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>																	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、情報伝達するとともに、地元報道機関、インターネット等を通じて県民に広報する。 ・<u>避難生活に関連する情報等</u>を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市に広報を依頼する。 																	
市	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態、災害の概要、市が実施する防災活動の内容、住民のとりべき措置、注意事項等について、サイレン、防災行政無線、広報車、ホームページ等を通じて住民に広報する。 ・<u>避難生活に関連する情報等</u>を避難受入先市町の協力を得て広報する。 																	

項 目	修 正 案	修 正 前				
P.1 4 第 2 章 避難の考 え方 第 6 節 避難の概 要 1 避難時期と避 難対象地域（段階的 避難推移表）	段階的避難推移表の一部修正 <table border="1" data-bbox="338 188 1211 231"> <tr> <td>警戒事態（EAL1）</td> <td>注意喚起、<u>観光客等の一時滞在者</u>への帰宅呼びかけ</td> </tr> </table> ◎UPZ外の防護措置 UPZ外においては、 <u>緊急時モニタリング結果を踏まえて、島根原子力発電所か らの同心円を基礎として必要な防護措置を実施する範囲を設定する。</u>	警戒事態（EAL1）	注意喚起、 <u>観光客等の一時滞在者</u> への帰宅呼びかけ	段階的避難推移表 <table border="1" data-bbox="1263 188 2136 231"> <tr> <td>警戒事態（EAL1）</td> <td>注意喚起、<u>観光客</u>への帰宅呼びかけ</td> </tr> </table> ◎UPZ外の防護措置 UPZ外においては、 <u>事態の進展等に応じ、UPZと同様に</u> 必要な防護措置を実 施する。	警戒事態（EAL1）	注意喚起、 <u>観光客</u> への帰宅呼びかけ
警戒事態（EAL1）	注意喚起、 <u>観光客等の一時滞在者</u> への帰宅呼びかけ					
警戒事態（EAL1）	注意喚起、 <u>観光客</u> への帰宅呼びかけ					
P.1 5 第 2 章 避難の考 え方 第 6 節 避難の概 要 2 複合災害時の 対策	<u>2 複合災害時の対策</u> <u>県は、地震、津波、暴風雪等の自然災害と原子力災害の複合災害の発生可能性</u> <u>を認識し、避難を始めとした防護措置の迅速かつ的確な実施に努める。この際、</u> <u>人命の安全確保を最優先とする観点から、これら複合的な事態に対して、迅速か</u> <u>つ同時並行的に対処していく。</u> <u>市も県と連携して、その対応に当たる。</u> <u>(1) 避難経路、避難手段、避難先の多重化</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難経路の情報収集による避難経路の変更又は迂回の早期判断</u> ・ <u>避難車両通行のための道路啓開、応急復旧等</u> ・ <u>自家用車の使用が困難な場合の避難バスの確保</u> ・ <u>車両による避難が困難な場合における実働組織による住民避難</u> ・ <u>避難所の再調整、県内の予備避難先の利用、県外避難先の確保</u> <u>(2) 災害対応の要員、資機材の確保</u> <u>災害対応の限られたリソースの災害ごとの適切な配分と外部への支援の早期</u> <u>要請</u> <u>(3) 複合災害時の避難・屋内退避</u> <u>人命の安全確保を最優先に、自然災害（地震、津波、暴風雪等）に対する避</u> <u>難等を優先して、自宅や指定緊急避難場所等において屋内退避を行う。</u> <u>(4) 屋内退避のための物資の備蓄・供給体制</u> <u>屋内退避が適切に行えるように、住民への備蓄に関する普及啓発、物資等の</u>	<u>(新設)</u>				

項 目	修 正 案	修 正 前																					
	<p><u>備蓄、物資融通体制の整備を行う。</u></p> <p><u>(5) 複合災害対応の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 情報収集、意思決定、指示・調整を一元化し、複合災害対応を一元化する。</u> <u>・ 避難開始後は、状況の変化に応じて避難計画を修正・変更するためのルー プ型の意思決定を行う。</u> 																						
<p>P.20</p> <p>第2章 避難の考 え方</p> <p>第6節 避難の概 要</p> <p>4 避難手段</p>	<p>4 避難手段</p> <p><u>(1) 選定の考え方</u></p> <p><u>避難手段は、天候等の条件による制約を受けにくい自家用車及びバスによる 避難を基本とし、各種輸送手段により輸送力を確保する。</u></p> <p><u>この際、避難方針との整合を図りながら、最適かつ実態に即した避難手段の 組合せにより、確実かつ効率的な避難を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、補完的手段である鉄路、海路、空路に関しては、その特性に留意する 必要がある。</u></p> <p><u>(2) 陸路</u></p> <p><u>ア 自家用車</u></p> <p><u>自家用車及びバス等準備車両による避難を基本とし、避難住民の90%が 自家用車を使用すると見積もる</u></p> <p><u>イ バス等準備車両（公共交通）</u></p> <p><u>自家用車が使えない住民等の避難に使用</u></p> <p><u>ウ 福祉車両（公共交通）</u></p> <p><u>避難行動要支援者等の避難に使用</u></p> <p><u>エ 自衛隊車両</u></p> <p><u>緊急を要する場合に計画（災害派遣、原子力災害派遣）</u></p> <p><u>(3) 鉄路</u></p> <p><u>列車の運行が可能である場合、定時運行性を最大限活用し、観光客等の一時 滞在者の早期避難や通勤者、通学者が帰宅するまでの移動手段として使用する。</u></p> <p><u>また、避難の際の補完的手段として使用する。</u></p> <p><u>※ JR（境線、山陰本線〔米子駅～鳥取駅〕）</u></p>	<p>3 避難手段</p> <p><u>避難は、最適かつ実態に即した手段の組合せにより、確実かつ効率的な避難を 行うものとする。避難手段は、概ね次のとおりとするが、適宜見直しを行う。</u></p> <table border="1" data-bbox="1283 491 2130 898"> <thead> <tr> <th colspan="2">避難手段</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">陸路</td> <td>自家用車</td> <td>避難住民の70%が使用すると想定する。</td> </tr> <tr> <td>バス</td> <td>一時集結所からの住民の避難に使用する。</td> </tr> <tr> <td>福祉車両</td> <td>要配慮者の避難に使用する。</td> </tr> <tr> <td>自衛隊車両</td> <td>緊急を要する場合に、原子力災害派遣を要請する。</td> </tr> <tr> <td>鉄路</td> <td>鉄道</td> <td>バス等による避難が困難である場合又は輸送力が不足 する場合は、補完的手段として使用する。</td> </tr> <tr> <td>海路</td> <td>船舶</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空路</td> <td>航空機</td> <td>※航空機・ヘリコプターについては、確保が可能な場 合に緊急を要する要配慮者等の輸送に使用</td> </tr> </tbody> </table>	避難手段		備 考	陸路	自家用車	避難住民の70%が使用すると想定する。	バス	一時集結所からの住民の避難に使用する。	福祉車両	要配慮者の避難に使用する。	自衛隊車両	緊急を要する場合に、原子力災害派遣を要請する。	鉄路	鉄道	バス等による避難が困難である場合又は輸送力が不足 する場合は、補完的手段として使用する。	海路	船舶		空路	航空機	※航空機・ヘリコプターについては、確保が可能な場 合に緊急を要する要配慮者等の輸送に使用
避難手段		備 考																					
陸路	自家用車	避難住民の70%が使用すると想定する。																					
	バス	一時集結所からの住民の避難に使用する。																					
	福祉車両	要配慮者の避難に使用する。																					
	自衛隊車両	緊急を要する場合に、原子力災害派遣を要請する。																					
鉄路	鉄道	バス等による避難が困難である場合又は輸送力が不足 する場合は、補完的手段として使用する。																					
海路	船舶																						
空路	航空機	※航空機・ヘリコプターについては、確保が可能な場 合に緊急を要する要配慮者等の輸送に使用																					

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>(4) 海路 (公共交通)</u> 船舶 (境港～鳥取港) の確保が可能であり、波高が 1.5 m 以下と見込まれる場合に、自家用車が使えない近隣の住民等の輸送に使用する。</p> <p><u>(5) 空路</u> 航空機及びヘリコプターの確保が可能な場合に、遠距離かつ緊急に搬送が必要な避難行動要支援者 (重篤な入院患者等) 等の輸送に使用する。 ヘリコプターは、避難が遅れた住民等や避難行動要支援者などの救出、搬送にも使用する。</p> <p><u>(6) 複合災害時における避難手段</u> 自家用車の利用が困難なときは、バスを手配する。車両による避難が困難な場合は、補完的手段を準備するが、確保が困難な場合は実働組織による避難を要請する。</p>	
<p>P.21 第2章 避難の考え方 第6節 避難の概要 5 避難経路</p>	<p>5 避難経路 避難経路は、交通の円滑化、道路啓開、避難支援 <u>ポイント</u> の設定等、輸送を重点的に確保する経路として、次のとおりとする。</p>	<p>4 避難経路 避難経路は、交通の円滑化、道路啓開、避難支援 <u>地点</u> の設定等、輸送を重点的に確保する経路として、次のとおりとする。</p>

項 目	修 正 案	修 正 前																		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="338 188 394 448">経路 1</td> <td data-bbox="394 188 658 272">山陰道・国道9号沿い</td> <td data-bbox="658 188 1211 272">山陰道・国道9号による県中部・東部地域への避難経路</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 448 394 628">経路 2</td> <td data-bbox="394 448 658 533"><u>国道181号</u>・ 米子自動車道沿い</td> <td data-bbox="658 448 1211 533"><u>国道181号</u>から米子自動車道蒜山 IC を経由した 県中部地域への避難経路</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 628 394 852">経路 3</td> <td data-bbox="394 628 658 762"><u>国道181号</u>・ <u>米子自動車道</u>・ 中国自動車道沿い</td> <td data-bbox="658 628 1211 762"><u>国道181号</u>から米子自動車道～中国自動車道 津山 IC を経由した県東部地域への避難経路</td> </tr> </table> <p data-bbox="394 906 1211 975"><u>なお、複合災害時における大規模な通行止めに際しては、経路の変更を行い、通行止め箇所について警察官等の誘導により迂回を行うことを基本とする。</u></p> <p data-bbox="338 991 555 1023"><u>(1) 国道431号</u></p> <p data-bbox="394 1034 1196 1066"><u>早期に使用の可否を判断し、使用できる場合は避難経路として使用する。</u></p> <p data-bbox="338 1078 506 1110"><u>(2) UPZ内</u></p> <p data-bbox="394 1121 1234 1193"><u>避難車両を、状況に応じて県道米子空港境港停車場線（県道285号）、国道431号、県道米子境港線（県道47号）に誘導する。</u></p> <p data-bbox="338 1206 506 1238"><u>(3) UPZ外</u></p> <p data-bbox="394 1249 1173 1281"><u>避難車両を、状況に応じて米子自動車道と国道181号に振り分ける。</u></p>	経路 1	山陰道・国道9号沿い	山陰道・国道9号による県中部・東部地域への避難経路	経路 2	<u>国道181号</u> ・ 米子自動車道沿い	<u>国道181号</u> から米子自動車道蒜山 IC を経由した 県中部地域への避難経路	経路 3	<u>国道181号</u> ・ <u>米子自動車道</u> ・ 中国自動車道沿い	<u>国道181号</u> から米子自動車道～中国自動車道 津山 IC を経由した県東部地域への避難経路	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1263 188 1319 448">経路 1</td> <td data-bbox="1263 188 1585 272">山陰道・国道9号沿い</td> <td data-bbox="1585 188 2139 272">山陰道・国道9号による県中部・東部地域への避難経路</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 448 1319 628">経路 2</td> <td data-bbox="1263 448 1585 533">米子自動車道沿い</td> <td data-bbox="1585 448 2139 533">米子自動車道蒜山 IC を経由した県中部地域への避難経路</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 628 1319 809">経路 3</td> <td data-bbox="1263 628 1585 713">中国自動車道沿い</td> <td data-bbox="1585 628 2139 713">米子自動車道から中国自動車道津山 IC を経由した県東部地域への避難経路</td> </tr> </table> <p data-bbox="1263 906 1346 938"><u>(新設)</u></p>	経路 1	山陰道・国道9号沿い	山陰道・国道9号による県中部・東部地域への避難経路	経路 2	米子自動車道沿い	米子自動車道蒜山 IC を経由した県中部地域への避難経路	経路 3	中国自動車道沿い	米子自動車道から中国自動車道津山 IC を経由した県東部地域への避難経路
経路 1	山陰道・国道9号沿い	山陰道・国道9号による県中部・東部地域への避難経路																		
経路 2	<u>国道181号</u> ・ 米子自動車道沿い	<u>国道181号</u> から米子自動車道蒜山 IC を経由した 県中部地域への避難経路																		
経路 3	<u>国道181号</u> ・ <u>米子自動車道</u> ・ 中国自動車道沿い	<u>国道181号</u> から米子自動車道～中国自動車道 津山 IC を経由した県東部地域への避難経路																		
経路 1	山陰道・国道9号沿い	山陰道・国道9号による県中部・東部地域への避難経路																		
経路 2	米子自動車道沿い	米子自動車道蒜山 IC を経由した県中部地域への避難経路																		
経路 3	中国自動車道沿い	米子自動車道から中国自動車道津山 IC を経由した県東部地域への避難経路																		

項目	修正案	修正前
	<p style="text-align: center;">避難経路図</p> <p style="text-align: center;">UPZ(30km) 圏内 30km以上</p> <p>避難元 → 鉄工団地入口 → 米子JCT → 鳥取県中・東部 (経路1) 避難元 → 米子南IC → 米子JCT → 鳥取県中・東部 (経路1) 避難元 → 米子南IC → 米子JCT → 萩山IC → 鳥取県中部 (経路2) 避難元 → 米子南IC → 米子JCT → 落合JCT → 鳥取県東部 (経路3) 避難元 → 米子南IC → 米子JCT → 津山IC → 鳥取県東部 (経路3)</p>	<p style="text-align: center;">避難経路図</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

項 目	修 正 案	修 正 前
P.24 第2章 避難の考 え方 第6節 避難の概 要 8 避難に影響を 及ぼすと想定され る課題等	<p>8 避難に影響を及ぼすと想定される課題等</p> <p>(1) 道路の使用</p> <p>ア 弓浜半島部の国道431号は、津波の影響を優先的に把握し、避難路としての使用の可否を検討する。</p> <p>イ 地震による影響は検討しない（地震による道路等のインフラ被害は想定しない）</p> <p>ウ 冬期の大雪による影響（除雪の必要性）</p> <p>(2) 渋滞の発生</p> <p>ア 境港市街 幸神町交差点</p> <p>イ 米子市街 大篠津交差点、河崎交差点、皆生交差点、二本木交差点、西福原一丁目交差点、米子食品団地入口交差点、米子駅前交差点、国道9号に国道431号及び各種道路が合流する箇所、米子自動車道入口交差点</p> <p>(3) 計画外の避難（自主的な避難）</p> <p>次による計画外の避難が大規模に発生した場合、PAZ住民の避難遅れ及びUPZ住民等の避難時間（避難の走行時間）の増加が予想され、避難住民等の被ばくリスクが高まる。</p> <p>ア 島根原子力発電所で事故が起きた直後の避難及びその後の事故進展に伴う住民等の自主判断による避難</p> <p>イ PAZ避難が指示された場合のPAZ外の区域における先行的な避難</p> <p>ウ UPZ内の避難指示区域における計画的な段階的な避難の前の避難</p> <p>エ 一部の自主避難（避難指示区域以外からの避難）</p>	<p>7 避難に影響を及ぼすと想定される課題等</p> <p>(1) 道路の使用</p> <p>ア 弓浜半島部の国道431号は、津波の影響により当初使用の可否が確認できないものとする。（鳥取県津波対策検討委員会検討結果による）</p> <p>イ 地震動による影響は検討しない（地震による道路等のインフラ被害は想定しない）</p> <p>ウ 冬期の大雪による影響（除雪）</p> <p>(2) 渋滞の発生</p> <p>米子市街は、国道9号に、国道431号及び各種道路の合流箇所、米子自動車道入口交差点で避難住民による交通の渋滞が発生</p> <p>(3) 計画外の避難（自主的な避難）</p> <p>ア 島根原子力発電所で事故発生を知った時点での避難開始</p> <p>イ PAZ避難が指示された場合、PAZ外の区域で避難開始</p> <p>ウ UPZ避難が指示された場合、UPZ外の区域で避難開始及びUPZ区域において1に定める避難時期外で避難開始</p>
P.24 第2章 避難の考 え方 第6節 避難の概 要	<p>9 予備的避難地域</p> <p>鳥取県内の計画上の避難先（県東部及び中部）が使用できない場合及び鳥根県において、災害の状況により鳥根県の計画どおりに避難ができなくなり、鳥取県に要請があった場合には、次の鳥取県内の予備的避難地域において避難者を受け入れる。</p>	<p><u>(新設)</u></p>

項 目	修 正 案	修 正 前						
9 予備的避難地域	<p><u>なお、この地域における避難者の受入れについては、県が調整を行う。</u></p> <table border="1" data-bbox="360 233 1227 368"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 233 528 276">避難受入数</th> <th data-bbox="528 233 1227 276">避難受入地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 276 528 319">約1万人</td> <td data-bbox="528 276 1227 319">日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 319 528 368">約5千人</td> <td data-bbox="528 319 1227 368">若桜町、智頭町</td> </tr> </tbody> </table>	避難受入数	避難受入地域	約1万人	日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町	約5千人	若桜町、智頭町	
避難受入数	避難受入地域							
約1万人	日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町							
約5千人	若桜町、智頭町							
P.25 第3章 避難等の実施 第1節 方針 第2節 計画の段階区分	<p>第1節 方針</p> <p><u>市は、住民等の被ばくを防止するため、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の避難指示等に基づき、防護措置として避難等（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難及び一時移転）を実施する。この際、避難行動要支援者等に配慮する。</u></p> <p><u>UPZ内全域で避難が必要となった場合は、島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民等の一斉避難による大渋滞発生により、避難が停滞することに伴う住民等の被ばくの低減に努める。また、あらゆる手段を使った注意喚起と公的な広報媒体を使った詳細情報の提供により、住民等への安心提供と安全確保に努める。</u></p> <p><u>なお、計画外の避難が大規模に発生した場合は、避難住民等への情報提供及び注意喚起、円滑な交通の流れを確保するための臨機応変の緊急対応を行い、住民等の被ばくを抑える。</u></p> <p>第2節 計画の段階区分</p> <p>1 段階区分の設定</p> <p><u>緊急事態の時間的な進展に応じた迅速かつ的確な住民避難を実施するため、段階区分を設定し、段階ごとに対応する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>						

項 目	修 正 案	修 正 前												
	<p>2 段階区分と避難の段階</p> <p>(1) 段階区分</p> <table border="1" data-bbox="358 231 1227 1372"> <thead> <tr> <th data-bbox="358 231 510 274">段階区分</th> <th data-bbox="510 231 869 274">方 針</th> <th data-bbox="869 231 1227 274">対 応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="358 274 510 539">準備</td> <td data-bbox="510 274 869 539"> <u>原子力事業者、国、地方公共団体等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で運用し、緊急時の検討等を行う。</u> </td> <td data-bbox="869 274 1227 539"> <u>1 計画等の作成・修正</u> <u>2 広報</u> <u>3 普及啓発</u> <u>4 訓練</u> <u>5 人材育成</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="358 539 510 1200">初期対応</td> <td data-bbox="510 539 869 1200"> <u>情報の限られた不確かな中でも、重篤な確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを可能な限り最小限に抑えるという目的を達成させるため、極めて短期間のうちに迅速な対応を行う。</u> <u>(緊急事態区分)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>警戒事態 (EAL1)</u> ・ <u>施設敷地緊急事態 (EAL2)</u> ・ <u>全面緊急事態 (EAL3)</u> </td> <td data-bbox="869 539 1227 1200"> <u>1 異常事態の発生</u> <u>2 事業者が通報連絡</u> <u>・ 通報 (原災法)</u> <u>・ 関係自治体へ通報 (原災法、協定等)</u> <u>3 災害警戒本部、災害対策本部の設置</u> <u>4 緊急時モニタリングの実施</u> <u>5 内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言</u> <u>6 国が原子力災害対策本部を設置</u> <u>7 原子力合同対策協議会の設置</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="358 1200 510 1372">中期対応</td> <td data-bbox="510 1200 869 1372"> <u>放射性物質又は放射線の影響管理が求められ、環境モニタリングや解析による放射線状況の十分な把握に基づき、初期</u> </td> <td data-bbox="869 1200 1227 1372"> <u>1 放射線状況の把握</u> <u>2 防護措置の変更、解除</u> <u>3 長期防護措置の検討</u> <u>4 長期的な復旧策を開始す</u> </td> </tr> </tbody> </table>	段階区分	方 針	対 応	準備	<u>原子力事業者、国、地方公共団体等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で運用し、緊急時の検討等を行う。</u>	<u>1 計画等の作成・修正</u> <u>2 広報</u> <u>3 普及啓発</u> <u>4 訓練</u> <u>5 人材育成</u>	初期対応	<u>情報の限られた不確かな中でも、重篤な確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを可能な限り最小限に抑えるという目的を達成させるため、極めて短期間のうちに迅速な対応を行う。</u> <u>(緊急事態区分)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>警戒事態 (EAL1)</u> ・ <u>施設敷地緊急事態 (EAL2)</u> ・ <u>全面緊急事態 (EAL3)</u> 	<u>1 異常事態の発生</u> <u>2 事業者が通報連絡</u> <u>・ 通報 (原災法)</u> <u>・ 関係自治体へ通報 (原災法、協定等)</u> <u>3 災害警戒本部、災害対策本部の設置</u> <u>4 緊急時モニタリングの実施</u> <u>5 内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言</u> <u>6 国が原子力災害対策本部を設置</u> <u>7 原子力合同対策協議会の設置</u>	中期対応	<u>放射性物質又は放射線の影響管理が求められ、環境モニタリングや解析による放射線状況の十分な把握に基づき、初期</u>	<u>1 放射線状況の把握</u> <u>2 防護措置の変更、解除</u> <u>3 長期防護措置の検討</u> <u>4 長期的な復旧策を開始す</u>	
段階区分	方 針	対 応												
準備	<u>原子力事業者、国、地方公共団体等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で運用し、緊急時の検討等を行う。</u>	<u>1 計画等の作成・修正</u> <u>2 広報</u> <u>3 普及啓発</u> <u>4 訓練</u> <u>5 人材育成</u>												
初期対応	<u>情報の限られた不確かな中でも、重篤な確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを可能な限り最小限に抑えるという目的を達成させるため、極めて短期間のうちに迅速な対応を行う。</u> <u>(緊急事態区分)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>警戒事態 (EAL1)</u> ・ <u>施設敷地緊急事態 (EAL2)</u> ・ <u>全面緊急事態 (EAL3)</u> 	<u>1 異常事態の発生</u> <u>2 事業者が通報連絡</u> <u>・ 通報 (原災法)</u> <u>・ 関係自治体へ通報 (原災法、協定等)</u> <u>3 災害警戒本部、災害対策本部の設置</u> <u>4 緊急時モニタリングの実施</u> <u>5 内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言</u> <u>6 国が原子力災害対策本部を設置</u> <u>7 原子力合同対策協議会の設置</u>												
中期対応	<u>放射性物質又は放射線の影響管理が求められ、環境モニタリングや解析による放射線状況の十分な把握に基づき、初期</u>	<u>1 放射線状況の把握</u> <u>2 防護措置の変更、解除</u> <u>3 長期防護措置の検討</u> <u>4 長期的な復旧策を開始す</u>												

項 目	修 正 案	修 正 前																		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="360 145 510 320"></td> <td data-bbox="510 145 869 320"> <p>対応段階で実施された防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。</p> </td> <td data-bbox="869 145 1227 320"> <p>るための特定の計画の作成 5 被災者生活支援 6 社会的・経済的活動への復帰支援</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 320 510 539">復 旧</td> <td data-bbox="510 320 869 539"> <p>復旧段階への移行期に策定された被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。</p> </td> <td data-bbox="869 320 1227 539"> <p>1 放射線の影響管理 2 環境の除染</p> </td> </tr> </table> <p>(2) 避難の段階</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 632 510 675">避難の段階</th> <th data-bbox="510 632 1227 675">想 定 す る 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 675 510 762">避難準備 (EAL1～3)</td> <td data-bbox="510 675 1227 762">警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態を経て全面緊急事態に進展し、避難指示等が出されるまでの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 762 510 898">避 難</td> <td data-bbox="510 762 1227 898">避難及び一時移転の指示等が出されてから、避難所に到着するまでの期間 (一次避難〔UPZからの避難〕)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 898 510 986">避難生活</td> <td data-bbox="510 898 1227 986">避難所に到着してから、原子力緊急事態解除宣言が出され、避難指示等が解除されるまでの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 986 510 1074">復 帰</td> <td data-bbox="510 986 1227 1074">避難先地域から要避難地域への避難住民の復帰が完了するまでの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1074 510 1118">生活再建</td> <td data-bbox="510 1074 1227 1118">避難先地域からの復帰が完了した段階からの期間</td> </tr> </tbody> </table>		<p>対応段階で実施された防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。</p>	<p>るための特定の計画の作成 5 被災者生活支援 6 社会的・経済的活動への復帰支援</p>	復 旧	<p>復旧段階への移行期に策定された被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。</p>	<p>1 放射線の影響管理 2 環境の除染</p>	避難の段階	想 定 す る 期 間	避難準備 (EAL1～3)	警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態を経て全面緊急事態に進展し、避難指示等が出されるまでの期間	避 難	避難及び一時移転の指示等が出されてから、避難所に到着するまでの期間 (一次避難〔UPZからの避難〕)	避難生活	避難所に到着してから、原子力緊急事態解除宣言が出され、避難指示等が解除されるまでの期間	復 帰	避難先地域から要避難地域への避難住民の復帰が完了するまでの期間	生活再建	避難先地域からの復帰が完了した段階からの期間	
	<p>対応段階で実施された防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。</p>	<p>るための特定の計画の作成 5 被災者生活支援 6 社会的・経済的活動への復帰支援</p>																		
復 旧	<p>復旧段階への移行期に策定された被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。</p>	<p>1 放射線の影響管理 2 環境の除染</p>																		
避難の段階	想 定 す る 期 間																			
避難準備 (EAL1～3)	警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態を経て全面緊急事態に進展し、避難指示等が出されるまでの期間																			
避 難	避難及び一時移転の指示等が出されてから、避難所に到着するまでの期間 (一次避難〔UPZからの避難〕)																			
避難生活	避難所に到着してから、原子力緊急事態解除宣言が出され、避難指示等が解除されるまでの期間																			
復 帰	避難先地域から要避難地域への避難住民の復帰が完了するまでの期間																			
生活再建	避難先地域からの復帰が完了した段階からの期間																			
<p>P.26 第3章 避難等の実施 第3節 防護措置</p>	<p>第3節 防護措置の種類 市は、放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、<u>緊急時モニタリングの結果に基づき</u>、各種防護措置を実施し、周辺住民等の被ばくのリスクを低減するものとする。</p>	<p>第1節 防護措置の種類 市は、放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、各種防護措置を実施し、周辺住民等の被ばくのリスクを低減するものとする。</p>																		

項 目	修 正 案		修 正 前	
の種類	防 護 措 置	実 施 内 容	防 護 措 置	実 施 内 容
	屋 内 退 避	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減と、建屋の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入防止を図り、内部被ばくのリスクを低減する。 なお、屋内退避の場合、木造建屋よりもコンクリート建屋の方が内部被ばくのリスク低減効果は高い。 ・ 避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合に屋内退避を行う。 ・ <u>ただし、屋内退避指示が出されている中で、地震など自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から避難指示を発令する場合がある。</u> ・ <u>一方で、大雪や台風など避難時の周囲の状況等により、避難のために立ち退きを行うことが、かえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、屋内退避の安全確保措置及び屋内退避の継続を指示する場合がある。</u> 	屋 内 退 避	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減と、建屋の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入防止を図り、内部被ばくのリスクを低減する。 なお、屋内退避の場合、木造建屋よりもコンクリート建屋の方が内部被ばくのリスク低減効果は高い。 ・ 避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合に屋内退避を行う。
	コンクリート 屋 内 退 避	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院や介護施設においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避を行う。 ・ <u>放射線防護対策を実施した施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の施設等からの受入れや避難又は他の施設等への転院等を判断するものとする。</u> ・ <u>地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない近隣のコンクリート屋内退避施設において屋内退避を行う。</u> 	コンクリート 屋 内 退 避	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院や介護施設においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避を行う。

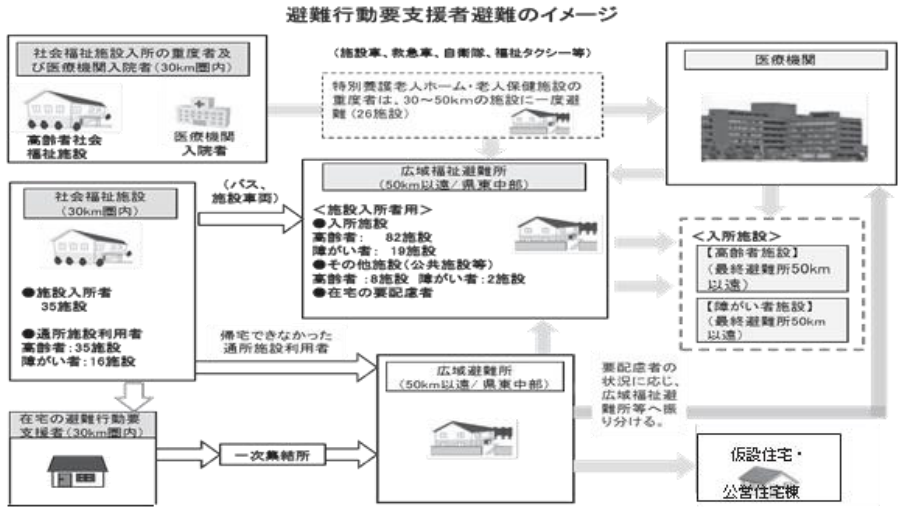
項 目	修 正 案	修 正 前														
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="349 145 551 225">避 難</td> <td data-bbox="551 145 1229 225">・ 放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 225 551 304">避 難 <u>(O I L 1)</u></td> <td data-bbox="551 225 1229 304">・ 緊急放射線量率等が高い地点から速やかに離れるため、緊急で実施するもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 304 551 472">一時移転 <u>(O I L 2)</u></td> <td data-bbox="551 304 1229 472">・ 緊急な避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用な被ばくを低減するため、一定期間 <u>(1週間程度内)</u> のうちに当該地域から離れるもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 472 551 552">除 染 <u>(O I L 4)</u></td> <td data-bbox="551 472 1229 552">・ <u>避難退域時検査において、基準を超えた避難者等に対して簡易除染を行うもの。</u></td> </tr> </table>	避 難	・ 放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る。	避 難 <u>(O I L 1)</u>	・ 緊急放射線量率等が高い地点から速やかに離れるため、緊急で実施するもの。	一時移転 <u>(O I L 2)</u>	・ 緊急な避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用な被ばくを低減するため、一定期間 <u>(1週間程度内)</u> のうちに当該地域から離れるもの。	除 染 <u>(O I L 4)</u>	・ <u>避難退域時検査において、基準を超えた避難者等に対して簡易除染を行うもの。</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1274 145 1476 225">避 難</td> <td data-bbox="1476 145 2163 225">・ 放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1274 225 1476 304">避 難</td> <td data-bbox="1476 225 2163 304">・ 緊急放射線量率等が高い地点から速やかに離れるため、緊急で実施するもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1274 304 1476 472">一時移転</td> <td data-bbox="1476 304 2163 472">・ 緊急な避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用な被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるもの。</td> </tr> </table>	避 難	・ 放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る。	避 難	・ 緊急放射線量率等が高い地点から速やかに離れるため、緊急で実施するもの。	一時移転	・ 緊急な避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用な被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるもの。
避 難	・ 放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る。															
避 難 <u>(O I L 1)</u>	・ 緊急放射線量率等が高い地点から速やかに離れるため、緊急で実施するもの。															
一時移転 <u>(O I L 2)</u>	・ 緊急な避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用な被ばくを低減するため、一定期間 <u>(1週間程度内)</u> のうちに当該地域から離れるもの。															
除 染 <u>(O I L 4)</u>	・ <u>避難退域時検査において、基準を超えた避難者等に対して簡易除染を行うもの。</u>															
避 難	・ 放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る。															
避 難	・ 緊急放射線量率等が高い地点から速やかに離れるため、緊急で実施するもの。															
一時移転	・ 緊急な避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用な被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるもの。															
<p>P.29 第3章 避難等の実施 第5節 避難段階 6 避難手段ごとの避難方法</p>	<p>6 避難手段ごとの避難方法 (1) 自家用車による避難 <u>避難対象地域内から自家用車避難を行う地区の順序を、あらかじめ島根原子力発電所からの距離や避難主要幹線道路への経路等を考慮して定め、避難を実施する。自家用車による避難については、交通渋滞の解消を目的として避難者に乗り合わせを要請する。</u> ア 対象者 自家用車を利用できる<u>者</u> イ 避難順序の統制 市及び県等は、自家用車で避難を行う<u>避難住民等</u>に対して、居住する地区が避難を開始する時期、避難に使用する経路、避難場所について十分に広報を行うなどにより、避難指示に従った避難の遵守を求めて、交通渋滞の発生を防止する。 ウ 避難所への誘導及び受入れ 県及び避難受入れ市町は、連携協力して、各避難所の立地状況等に応じた自家用車避難の誘導及び受入れを行う。 (ア) 駐車場又は駐車スペースのある避難所への避難 学校施設のグラウンド等、臨時的に避難住民等の自家用車を駐車できるスペースがある避難所には、直接、避難所へ自家用車を乗り入れる。</p>	<p>1 避難手段ごとの避難方 (1) 自家用車による避難 ア 対象者 自家用車を利用できる<u>住民等</u> イ 避難順序の統制 市及び県等は、自家用車で避難を行う<u>住民</u>に対して、居住する地区が避難を開始する時期、避難に使用する経路、避難場所について十分に広報を行うなどにより、避難指示に従った避難の遵守を求めて、交通渋滞の発生を防止する。 ウ 避難所への誘導及び受入れ 県及び避難受入れ市町は、連携協力して、各避難所の立地状況等に応じた自家用車避難の誘導及び受入れを行う。 (ア) 駐車場又は駐車スペースのある避難所への避難 学校施設のグラウンド等、臨時的に避難住民等の自家用車を駐車できるスペースがある避難所には、直接、避難所へ自家用車を乗り入れる。</p>														

項 目	修 正 案	修 正 前
P.34 第3章 避難等の	<p>(イ) 駐車場等がない避難所等への避難 駐車場等がない避難所又は駐車場等が不足する避難所への自家用車避難の場合、避難住民の車を避難所付近の駐車場又は駐車可能スペースに駐車した後、徒歩又は県等が手配するシャトルバス等により避難所へ移動する。</p> <p>エ 避難退域時検査等 <u>放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリングの結果により避難等の指示が発令された場合には、</u>県は、主要経路沿い等に、避難退域時検査会場を設け、避難住民等の避難退域時検査<u>を行う。その結果、OIL4以下でないことが確認された場合、</u>簡易除染を行う。 <u>車両の除染を行う際に用いる洗浄水については、周囲に飛散しないように飛散防止措置と確実な回収及び保管を行う。</u></p> <p>なお、避難先までの間に避難退域時検査<u>を受けることができなかった</u>避難住民等については、避難先地域に設置する避難退域時検査会場で行う。<u>また、検査の実施に際して、健康上の配慮等が必要な者については、受入先での検査等を考慮する。</u></p> <p><u>安定ヨウ素剤については、服用の指示等が出て配布が行われた場合は、あらかじめ決められた居住区域にある一時集結所で受領するものとするが、受領する時間がない場合においては、避難経路上にある避難退域時検査会場で受領するものとする。</u></p> <p><u>なお、服用については、服用の指示が出ている場合に限る。</u></p> <p>オ <u>避難途中の住民等に対する支援</u> 県は、主要経路沿い等に設置した避難退域時検査会場等に併設して避難支援ポイントを設置し、避難途中の住民等へ避難に関する情報や物資の提供等の支援を行う。</p> <p>避難支援ポイントにおいては、自家用車による避難を踏まえ、長時間における渋滞を予期し、避難途中の住民に対し、<u>支援</u>(避難に必要な情報(道路情報、避難所情報等)、飲料水、食料等<u>の提供</u>)<u>を行う</u>。また、必要に応じてトイレ<u>設備</u>等</p>	<p>(イ) 駐車場等がない避難所等への避難 駐車場等がない避難所又は駐車場等が不足する避難所への自家用車避難の場合、避難住民の車を避難所付近の駐車場又は駐車可能スペースに駐車した後、徒歩又は県等が手配するシャトルバス等により避難所へ移動する。</p> <p>エ 避難退域時検査等 県は、主要経路沿い等に、避難退域時検査会場を設け、避難住民等の避難退域時検査と避難住民に必要な支援等を総合的に行い、<u>必要に応じて、簡易な</u>除染を行う。</p> <p>なお、避難先までの間に避難退域時検査ができなかった避難住民等については、避難<u>受入市町</u>の地域に設置した避難退域時検査会場で行う。</p> <p>オ <u>避難支援ポイント</u> 県は、主要経路沿い等に設置した避難退域時検査会場等に併設して避難支援ポイントを設置し、避難途中の住民等へ避難に関する情報や物資の提供等の支援を行う。</p> <p>避難支援ポイントにおいては、自家用車による避難を踏まえ、長時間における渋滞を予期し、避難途中の住民に対し、避難に必要な情報(道路情報、避難所情報、<u>ガソリンスタンド</u>等)、飲料水、食料等<u>を提供する</u>。また、必要に応じてトイレ</p>

項 目	修 正 案	修 正 前																																																
実施 第5節 避難段階 7 避難行動要支援者等の避難	<p>を設置する。</p> <p>なお、積雪期間中については、チェーン等滑り止めの<u>必要性の有無についても情報</u>提供する。</p> <p><u>避難で移動中の住民等に対しては、原子力防災アプリや道路標示版等を使用して情報提供する。</u></p> <p><u>(カは記載省略)</u></p> <p>キ <u>避難退域時検査会場（県が開設・運営を行う。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>国又は県・市が避難指示を発令するまでに、開設する避難退域時検査会場。</u> <table border="1" data-bbox="360 539 1227 944"> <thead> <tr> <th></th> <th>名 称</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>東伯総合公園体育館</td> <td>東伯郡琴浦町田越 560</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>中山町農業者トレーニングセンター</td> <td>西伯郡大山町下甲 1022-5</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>名和農業者トレーニングセンター</td> <td>西伯郡大山町名和 1247-1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>伯耆町B&G海洋センター</td> <td>西伯郡伯耆町大原 1006-3</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>江府町立総合体育館</td> <td>日野郡江府町大字洲河崎 62</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設</td> <td>倉吉市関金町関金宿 1560-8</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>旧那岐小学校</td> <td>八頭郡智頭町大背 205</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>大山パーキングエリア</td> <td>西伯郡伯耆町久古 1379</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※大山パーキングエリアは、鳥根県と共同で開設・運営するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>避難先地域に設置する避難退域時検査会場</u> <table border="1" data-bbox="360 1034 1227 1348"> <thead> <tr> <th></th> <th>名 称</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>布施総合運動公園県民体育館</td> <td>鳥取市布施 146-1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>鳥取砂丘コナン空港</td> <td>鳥取市湖山町西4丁目 110-5</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>倉吉体育文化会館体育館</td> <td>倉吉市山根 529-2</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>鳥取市保健所</td> <td>鳥取市富安2丁目 104-2</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>倉吉保健所</td> <td>倉吉市東巖城町 2</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>米子保健所</td> <td>米子市東福原 1丁目 1-45</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	住 所	1	東伯総合公園体育館	東伯郡琴浦町田越 560	2	中山町農業者トレーニングセンター	西伯郡大山町下甲 1022-5	3	名和農業者トレーニングセンター	西伯郡大山町名和 1247-1	4	伯耆町B&G海洋センター	西伯郡伯耆町大原 1006-3	5	江府町立総合体育館	日野郡江府町大字洲河崎 62	6	倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設	倉吉市関金町関金宿 1560-8	7	旧那岐小学校	八頭郡智頭町大背 205	8	大山パーキングエリア	西伯郡伯耆町久古 1379		名 称	住 所	1	布施総合運動公園県民体育館	鳥取市布施 146-1	2	鳥取砂丘コナン空港	鳥取市湖山町西4丁目 110-5	3	倉吉体育文化会館体育館	倉吉市山根 529-2	4	鳥取市保健所	鳥取市富安2丁目 104-2	5	倉吉保健所	倉吉市東巖城町 2	6	米子保健所	米子市東福原 1丁目 1-45	<p>レ<u>施設</u>等を設置する。</p> <p>なお、積雪期間中については、チェーン等滑り止めの提供<u>についても考慮</u>する。</p> <p><u>(カは記載省略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
	名 称	住 所																																																
1	東伯総合公園体育館	東伯郡琴浦町田越 560																																																
2	中山町農業者トレーニングセンター	西伯郡大山町下甲 1022-5																																																
3	名和農業者トレーニングセンター	西伯郡大山町名和 1247-1																																																
4	伯耆町B&G海洋センター	西伯郡伯耆町大原 1006-3																																																
5	江府町立総合体育館	日野郡江府町大字洲河崎 62																																																
6	倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設	倉吉市関金町関金宿 1560-8																																																
7	旧那岐小学校	八頭郡智頭町大背 205																																																
8	大山パーキングエリア	西伯郡伯耆町久古 1379																																																
	名 称	住 所																																																
1	布施総合運動公園県民体育館	鳥取市布施 146-1																																																
2	鳥取砂丘コナン空港	鳥取市湖山町西4丁目 110-5																																																
3	倉吉体育文化会館体育館	倉吉市山根 529-2																																																
4	鳥取市保健所	鳥取市富安2丁目 104-2																																																
5	倉吉保健所	倉吉市東巖城町 2																																																
6	米子保健所	米子市東福原 1丁目 1-45																																																

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p>7 避難行動要支援者等の避難</p> <p><u>施設敷地緊急事態発生時の</u> P A Z の避難準備指示があった場合、事態の進展を踏まえ、U P Z の<u>避難行動要支援者等</u>の避難準備を<u>早期</u>に開始する。</p> <p>なお、50 km を超える避難が<u>避難行動要支援者等</u>の過重な負担となることあるため、健康状態を悪化させないように配慮する。<u>このため、ストレッチャーを必要とする者については、放射線防護対策施設への避難や、</u>場合によっては30～50 km 圏内にある施設の利用を検討する (<u>一時避難所</u>)。</p> <p>(1) <u>避難行動要支援者等</u>の避難計画</p> <p><u>ア 県・市は、あらかじめ避難行動要支援者を把握し、避難に必要な車両の台数等を見積もっておく。</u></p> <p><u>イ 県は、市、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者等及びそれらの施設等並びに避難行動要支援者等の避難体制の状況を確認し、避難行動要支援者等の避難計画を作成する。</u></p> <p><u>また、県は、社会福祉施設や県ハイヤータクシー協会に確認し、県内で確保可能な福祉車両等を把握するとともに、緊急時に県内車両では不足する場合は、中国4県ハイヤータクシー協会に協力を要請する。</u></p> <p><u>これらによっても必要な福祉車両等の確保が困難な場合は、国に要請する。</u></p> <p><u>ウ 前項に記載したもののほか、</u>県は、市、関係機関・団体と連絡調整の上、<u>避難行動要支援者等</u>の輸送手段を手配するとともに、輸送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請する。</p> <p><u>エ 福祉車両等 (ストレッチャー、車いす等) の特別な避難手段の確保に時間を要する場合には、放射線防護対策施設における一時的な屋内退避の実施を検討する。また、在宅の避難行動要支援者等についても同様の対応を検討する。</u></p> <p><u>オ 社会福祉施設等の入所者及び医療機関等の入院患者等は、社会福祉施設、病院等の施設が避難先となるが、県内の施設数が限られているため、県外への避難も想定する必要があることから、県は、事前に関係する県と調整するよう努める。</u></p> <p><u>カ 移動中及び避難所におけるケアに配慮する。</u></p>	<p>2 要配慮者の避難</p> <p><u>内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、</u> P A Z の避難準備指示があった場合、事態の進展を踏まえ、U P Z の<u>要配慮者</u>の<u>早期</u>避難準備を開始する。</p> <p>なお、50 km を超える避難が<u>要配慮者</u>の過重な負担となることあるため、健康状態を悪化させないように配慮し、場合によっては30～50 km 圏内にある施設の利用を検討する。</p> <p>(1) <u>要配慮者</u>の避難計画</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ア 県は、市、関係機関・団体と連絡調整の上、要配慮者及びそれらの施設等並びに要配慮者の避難体制の状況を確認し、要配慮者の避難計画を作成する。</u></p> <p><u>イ 県は、市、関係機関・団体と連絡調整の上、要配慮者の輸送手段を手配するとともに、輸送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請する。</u></p> <p><u>ウ 福祉車両等の特別な避難手段の確保に時間を要する場合には、放射線防護対策施設における一時的な屋内退避の実施を検討する。また、在宅の要配慮者についても同様の対応を検討する。</u></p> <p><u>エ 社会福祉施設等の入所者及び医療機関等の入院患者等は、社会福祉施設、病院等の施設が避難先となるが、県内の施設数が限られているため、県外への避難も想定する必要があることから、県は、事前に関係する県と調整するよう努める。</u></p> <p><u>オ 移動中及び避難所におけるケアに配慮する。</u></p>

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>キ 聴覚障がい者、視覚障がい者等の避難行動要支援者等への情報提供に係る伝達方法については、それぞれの障がいの特性に配慮する。</u></p> <p>(2) 在宅の避難行動要支援者の避難</p> <p><u>ア 市は、自然災害と原子力災害とを区別することなく、平時から在宅の避難行動要支援者名簿を作成し、<u>民生委員の協力を得る等して</u>避難に関する支援体制を構築し、それらを前提として速やかな支援を行う。一般的な避難が困難な場合については、一時的な対応として条件の整った広域福祉避難所へ避難し、マッチングが整った段階で避難先の施設等へ避難する。</u></p> <p><u>イ 市は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに避難を支援する者（以下「支援者」という。）等に対して、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等を用いて屋内退避・避難等の情報を伝達する。支援者の支援を受けることにより、地域住民と同様に避難が可能である避難行動要支援者は、まずは広域避難所に避難し、その後、要支援者の状況に応じて広域福祉避難所に移送する。</u></p> <p><u>ウ 県は、支援者の防護措置に留意し、関係周辺市等と連携し、必要に応じて支援者への防護服等の資機材の配布や、支援者の被ばくリスクが高まる場合は、自衛隊等の実動組織に応援を要請する等して、支援者に代わって避難行動要支援者の避難に係る支援を行うこと等の対応を実施する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 在宅の避難行動要支援者の避難</p> <p>市は、自然災害と原子力災害とを区別することなく、平時から在宅の避難行動要支援者名簿を作成し、避難に関する支援体制を構築し、それらを前提として速やかな支援を行う。一般的な避難が困難な場合については、一時的な対応として条件の整った広域福祉避難所へ避難し、マッチングが整った段階で避難先の施設等へ避難する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p>(3) 避難行動要支援者避難のイメージ</p>  <p>避難行動要支援者避難のイメージ</p> <p>社会福祉施設入所の重度者及び医療機関入院者(30km圏内)</p> <p>社会福祉施設(30km圏内)</p> <p>在宅の避難行動要支援者(30km圏内)</p> <p>医療機関</p> <p>広域福祉避難所(50km以上/県東中部)</p> <p>広域避難所(50km以上/県東中部)</p> <p>仮設住宅・公営住宅棟</p> <p>社会福祉施設等に入所者の避難</p> <p>社会福祉施設の入所者については、県があらかじめ示した避難先施設に避難を行う。</p> <p>この際、放射線防護対策を実施した社会福祉施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の社会福祉施設等からの受入れや避難及び在宅の避難行動要支援者の受入れ又は他の社会福祉施設への転院等を判断する。</p> <p>放射線防護対策施設の管理者は、原子力災害を考慮し、7日間の食糧、燃料等の備蓄及び補給方法を検討しておく。また、県は、必要とされる食糧、燃料等の備蓄に対する支援を行う。</p> <p>なお、屋内退避を継続するにあたり備蓄食糧・燃料等の不足が見込まれる場合は、県が物資の補給を行う。</p> <p>鳥取県内の放射線防護対策施設は下記のとおり。</p>	<p>(新設)</p> <p>(3) 社会福祉施設等の入所者の避難</p> <p>ア 緊急的な避難が必要となった初期段階において、全ての対象者を該当の避難先社会福祉施設へ直ちに避難することが困難であるため、避難先が確保できるまで一時的に県が指定する広域福祉避難所に避難し、受入先避難先が確保された後に最終避難先に避難する。</p> <p>この際、放射線防護対策を実施した社会福祉施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の社会福祉施設等からの受入れや避難又は他の社会福祉施設への転院等を判断する。</p>

項 目	修 正 案	修 正 前										
	<table border="1" data-bbox="416 188 1227 411"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県済生会境港総合病院</td> <td>境港市米川町 44</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人しらゆり会 光洋の里</td> <td>境港市渡町 2480</td> </tr> <tr> <td>医療法人・社会福祉法人真誠会 弓浜ホスピタウン</td> <td>米子市大崎 1511-1</td> </tr> <tr> <td>医療法人真誠会 ゆうとぴあ</td> <td>米子市河崎 581-3</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ア 避難方法</u></p> <p><u>施設入所の避難行動要支援者等については、施設が所有する車両に加え、県が手配する福祉車両等で避難する。</u></p> <p><u>なお、親族などが自家用車による避難を希望するときはこれを認める。</u></p> <p><u>イ 留意事項</u></p> <p><u>(ア) 避難先として、上記以外に、自宅がUPZ外であれば自宅へ避難させる場合もある。また、直接、避難先社会福祉施設等（超過枠を含む）に搬送する場合がある。</u></p> <p><u>(イ) 重度又は長時間の移送が困難な者は、一旦30～50km範囲の特別養護老人ホーム・老人保健施設に避難させ、症状に適した医療機関に順次移送する。</u></p>	名 称	住 所	鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町 44	社会福祉法人しらゆり会 光洋の里	境港市渡町 2480	医療法人・社会福祉法人真誠会 弓浜ホスピタウン	米子市大崎 1511-1	医療法人真誠会 ゆうとぴあ	米子市河崎 581-3	<p><u>なお、避難先として、上記以外に、自宅がUPZ外であれば自宅へ避難させる場合もある。また、直接、避難先社会福祉施設等（超過枠を含む）に搬送する場合がある。</u></p> <p><u>イ 避難は、社会福祉施設等の車両での避難を原則とするが、親族などが自家用車による避難を希望するときはこれを認める。</u></p>
名 称	住 所											
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町 44											
社会福祉法人しらゆり会 光洋の里	境港市渡町 2480											
医療法人・社会福祉法人真誠会 弓浜ホスピタウン	米子市大崎 1511-1											
医療法人真誠会 ゆうとぴあ	米子市河崎 581-3											
P.37 第3章 避難等の実施 第5節 避難段階 8 外国人の避難	<p>8 外国人の避難</p> <p><u>外国人については、住民避難と同様に、一時集結所に集結後、広域避難所に避難するが、多言語表記等（事前対策も必要）の対応が必要である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 多言語表記による一時集結所の周知（防災教育がほとんど行われていない国もあることから、防災に関する知識の普及啓発も併せて実施することが必要）</u> <u>・ 避難指示の伝達方法の検討</u> <u>・ 災害情報の多言語化による、被災情報等の重要な情報の提供</u> <u>・ 駅、観光施設、公共施設等の外国人が立ち寄るところは、多言語で情報を提供する</u> 	<p><u>(新設)</u></p>										

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>・ 県は、外国人に対して災害情報を提供するとともに、問い合わせへの対応等を実施するため、外国人支援インフォメーションセンターを設置</u></p> <p><u>なお、外国人の居住状況から、外国人が集中して避難することが予測される広域避難所等においては、多言語スタッフ、通訳スタッフの確保等を行い、外国人に対して必要な情報を提供する等の対応が必要である。</u></p> <p><u>また、ホームページの情報掲載にあたっては、ホームページの多言語自動翻訳機能の活用を考慮し、やさしい日本語での掲載を心がける。</u></p>	
<p>P.39 第3章 避難等の実施 第5節 避難段階 11 自然災害と原子力災害との複合災害時も想定した避難</p>	<p>11 自然災害と原子力災害との複合災害時も想定した避難</p> <p>(1) 地震との複合災害の場合</p> <p><u>地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難の場合には、安全確保のため、あらかじめ指定された近隣のコンクリート屋内退避施設又は市が開設する近隣の指定避難所等に避難する。</u></p> <p><u>その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示が出ている中で余震が発生し、家屋や既に避難しているコンクリート屋内退避施設への被害が更に大きくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点で地震に対する避難行動を最優先することが重要であることから、市が開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先に速やかに避難する。</u></p> <p><u>なお、屋内退避指示中に避難する際には、県及び国は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。</u></p> <p>(2) 津波との複合災害の場合</p> <p><u>津波警報等の発表により避難指示が発表されている場合には、津波による人命へのリスクを回避するため、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難する。</u></p> <p><u>その後、当該津波避難指示の解除等津波に対する安全が確保された後に、地</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>域の放射線量や避難手段確保状況等を踏まえつつ、計画上の避難先への避難や一時移転を行う。</u></p> <p><u>(3) 暴風雪等との複合災害の場合</u></p> <p><u>〇 I L 基準により避難等が必要な場合であっても、台風、大雪等の影響により気象庁から警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せず、安全が確保されるまでは屋内への避難を優先する。</u></p> <p><u>その後、天候が回復する等、安全が確保できる状況になった場合には、避難等を行う。</u></p> <p><u>なお、台風等に伴う大雨により、土砂災害や洪水等に係る避難勧告等が発令された場合には、当該地域の避難住民は指定避難所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施する。</u></p>	
<p>P.41</p> <p>第3章 避難等の実施</p> <p>第6節 安定ヨウ素剤の服用等</p> <p>6 大規模災害時における安定ヨウ素剤緊急配布の考え方</p> <p>7 安定ヨウ素剤の事前配布</p>	<p><u>6 大規模災害時等における安定ヨウ素剤緊急配布の考え方（原子力規制庁）</u></p> <p><u>原子力規制庁の考え方は次のとおり。</u></p> <p><u>「原子力災害対策本部又は地方公共団体の服用指示に基づいて地方公共団体職員が緊急配布する場合は、大規模災害時等における緊急避難的対応として、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「医師法」等の関係法規からの違法性は阻却されるものと考えられる。ただし、平時の計画においては、できる限り、医師や薬剤師が関与する体制を整備する必要がある。」</u></p> <p><u>7 安定ヨウ素剤の事前配布</u></p> <p><u>(1) U P Z 圏に居住する住民のうち、原子力災害発生時に一時集結所等で速やかに安定ヨウ素剤を受け取ることが困難等の理由により、事前配布を希望する者に対しては安定ヨウ素剤の事前配布を行う。</u></p> <p><u>安定ヨウ素剤の事前配布を受けた者は、国、県等からの服用指示に基づいて安定ヨウ素剤を服用する。</u></p> <p><u>(2) 事前配布する薬剤</u></p> <p><u>国の原子力災害対策指針等に則して下表のとおりとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

項 目	修 正 案		修 正 前										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 140 734 188">区 分</th> <th data-bbox="734 140 1207 188">薬剤種別・服用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 188 734 236">生後1か月以上～3歳未満</td> <td data-bbox="734 188 1207 236">ゼリー剤（32.5mg規格）1包</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 236 734 284">3歳以上～小学校就学前</td> <td data-bbox="734 236 1207 284">丸剤1丸</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 284 734 331">小学1年生～6年生</td> <td data-bbox="734 284 1207 331">丸剤1丸</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 331 734 368">中学生以上</td> <td data-bbox="734 331 1207 368">丸剤2丸</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	薬剤種別・服用量	生後1か月以上～3歳未満	ゼリー剤（32.5mg規格）1包	3歳以上～小学校就学前	丸剤1丸	小学1年生～6年生	丸剤1丸	中学生以上	丸剤2丸		
区 分	薬剤種別・服用量												
生後1か月以上～3歳未満	ゼリー剤（32.5mg規格）1包												
3歳以上～小学校就学前	丸剤1丸												
小学1年生～6年生	丸剤1丸												
中学生以上	丸剤2丸												
	<p data-bbox="344 464 506 491"><u>(3) 留意事項</u></p> <p data-bbox="383 507 1234 624"><u>安定ヨウ素剤の事前配布を受けた者が、一時集結所や避難退域時検査会場で安定ヨウ素剤を過剰に受領・服用することがないように、配布場所で確認するなどの処置が必要となる。</u></p>												